

Title	司法省お雇い外国人A・パテルノストロの観た明治の日本： 『日本についての覚書 - 第一回 - 』 紹介
Sub Title	The Meiji Japan through the Eyes of an Italian Lawyer -A. Paternostro's Note sul Giappone-
Author	森, 征一(Mori, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.1 (1991. 1) ,p.11- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	利光三津夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910128-0011">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910128-0011</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 司法省お雇い外国人

### A・パテルノストロの観た明治の日本

——『日本についての覚書—第一回—』紹介——

森 征 一

#### 一

明治期の近代日本については様々な国のそして様々な分野の人々によって興味深い観察がなされている。<sup>(1)</sup> 法律家のものとしては、司法省お雇いフランス人ブスケの『日本見聞記』が代表的なものである。<sup>(2)</sup> 本稿においては、明治二年（一八八九年）一月二〇日、三五歳の若さで司法省の招聘に応じて来朝し、法律顧問として約四年にわたる滞在の後、我が国の法制度の近代化に数々の功績を残して、同二五年一月一日帰国したイタリア人アレックスサンドロ・パテルノストロ Alessandro Paternostro (1852-1899) <sup>(3)</sup> が目にした日本を、彼の著した論文『日本についての覚書—第一回—』を中心にしながら、その他の数少ない書簡類をも参考として、紹介したい。

(1) ごく最近の一般的な研究として、ここでは小島慶三『江戸の産業ルネッサンス』（中公新書）一九八九年、一三九頁以下

を挙げておく。

(2) ブスケ・野田良久・久野桂一郎訳『日本見聞記—フランス人の見た明治初年の日本—』みすず書房、一九七七年。なお、本書については、野田良久「ジョルジュ・ブスケの〈Le Japon de nos jours〉雑感—同書刊行百年を記念して—」、『明治法制史・政治史の諸問題—手塚豊教授退職記念論文集—』、昭和五二年、慶應通信、二四三頁以下参照。その他司法省お雇いフランス人ルヴォン、イギリス人ピゴット等の法律顧問のものが知られている。ルヴォンについては、島本昌一「ポアンナードの後継者—和仏法律学校教頭ミシェル・ルヴォン—」、『法政三五三号・一九八五年六月、七頁以下、ピゴットについては、梅溪昇「お雇い外国人—政治・法制—」、鹿島出版会、昭和四六年、一七三頁以下参照。

(3) パテルノストロおよびその文献に関しては、拙稿「司法省お雇いイタリア人アレッサンドロ・パテルノストロ来日の経緯」、『法学研究』五二巻一二号、二六五頁以下参照。

二

本論文『日本についての覚書—第一回—NOTE SUL GIAPPONE—nota prima—』は、パテルノストロが来日した年の明治三二年（一八八九年）に彼の本国であるイタリアの雑誌『再生 RINASCENZA』に掲載されたもので、全一章、本文三〇頁からなる。執筆したのは、本論文の末尾に「一八八九年八月、東京にて」とあるから、来日してわずか半年余り後のことであった。文章は難解である。そして『日本についての覚書』は未完の作品である。本文の第一章で「いずれの日にかこの覚書は私か他の人の手によって纏められることになろう」と述べられているように、彼は本論文に引き続き、第二回以下を同誌に連載する予定でいらしいが、何かの事情で出来なくなったらしく、残念ながら、現在残されているのは第一回のものだけである。

本論文はどのような意図で書かれたのであろうか。その解答は本論文の中から直接に見出すことは出来ない。しかし彼は、来日した年にその協力の下で設立された「伊学協会」の機関誌『伊学記事』第一号に掲載された「伊国史考」<sup>(1)</sup>

の中で、外国研究の意義について、広く比較文化論の観点に立って、次のように述べている。すなわち、「吾人社会ノ文明ハ漸次一致スルノ方向ニ進ミ、悠遠ナル将来ニ於テハ殆ンド互ニ相區別スル所ナキ迄ニ類似スルニ至ルヘキヤモ未タ知ルヘカラスト雖モ、今世ニ於テハ各国ノ文明各各其特色ヲ有シ、互ニ其長短アルヲ免レサルニ由リ、他國ノ事情ニ精通スルコトハ独リ自國ノ文運ヲ進捗セシムルニ必要ナルノミナラス、一日モ早ク今日一般ノ文明社会ヲシテ相合致スル所ノ文化ヲ有スルニ至ラシムル為メニモ亦、頗ル緊要ナリト謂ハサルヘカラルナリ」と。

ところでパテルノストロが帰国した翌年の明治二六年、彼の同僚かつ親友であったボアソナードは日伊間の学術交流について触れ、イタリヤの学問は日本の近代化において仏英独といった他の欧米諸國に勝るとも劣らない大きな影響を与えたとし、ことに法学の領域において「其〔イタリヤの〕法学ハ羅馬法系統ノ尤モ正シキモノニシテ其刑法ノ如キハ実ニ他國ノ刑法ノ上ニ超絶シ日本ノ新刑法ノ上ニモ大ニ勢力ヲ及ボセリ、実ニ二三壯年ノ日本法学者が未ダ定説トモナラザルロ、ン、ブ、ロ、ゾノ刑事人類学ヲ研究セザル前ニ用意深キ日本政府ハ已ニ有名ナル伊國マ、ン、チ、ニ、刑法律草案ヲ大ニ参考シタリシナリ」と述べた。さらに続けて彼はパテルノストロについて言及し、次のように評した。「近頃伊太利國ハ日本ニ送ルニ尤モ秀絶セル博士パ、テ、ル、ノ、ス、ト、ロ、君ヲ送リタリ、博士ハ法学家ニシテ哲学家タリ、而シテ又經濟家ニシテ其来ル時モ其往ク時モ伊太利國會議員タリシ人ナリ、博士ノ真価ハ余ノ言説ニ依テ少シモ輕重スルモノニ非ズト雖ドモ余ハ博士ノ日本ニ於ケル短カキ在留ハ其薰陶ヲ受クルノ幸運ヲ有シタリ日本ノ少年法学者ノ精神ニ善良ナル感化ヲ与エタルコトヲ明言スルニ躊躇セザルナリ」と。

パテルノストロとの親交が深かったボアソナードならではと思わせる的確な人物評価である。パテルノストロは哲学、法学、経済学に精通した学者であったばかりでなく、政治家でもあった。したがって彼の社会および文化分析の視角は学者のそれと政治家のそのの複合したものである。実際、彼自身、本文の第一章で「日本は、学者の思索であり、政治家の予見であり、それらに役立ちうる幅広くかつ興味深い研究と観察の場を提供してくれる。」と語っている

のである。

またイタリア人パテルノストロの日本観察の目は全体として理性的で、鋭いが、好意的で、非常に温かい。しかしそれは彼だけのものではなく、当時のイタリア人が共有していたものかも知れない。明治時代のお雇いイタリア人は、どちらかといえば善良で、真面目で、日本人に敬愛されており、一部に見受けられた傲慢で、悪徳で、一旗組のお雇い外国人は、ことイタリアに関する限り見られなかったという<sup>3)</sup>。

このようなイタリア人の日本に対する態度は、一八六六年、イタリアの使節アルミニオンが修好通商条約の締結を求めて来日したときに見られる<sup>4)</sup>。確かにそれは形の上では欧米先進諸国と同様の「砲艦外交」であった。しかし彼は祖国愛に溢れていたとはいえ、他の欧米諸国の人々とは異なり、欧米諸国による東洋、日本への植民地的進出の野心については、警戒的、同情的であった。その理由は、彼の郷里サヴォイアがイタリアとフランスとの領土争いに巻き込まれ、自らも苦しい経験をしたこと、彼の祖国イタリアが長い間外国の支配を受け、当時ようやくそれを脱して真の統一を勝ち取るべく戦っていたという事情、イタリアが彼を派遣した背景には国内の絹産業の建て直しのために、日本の蚕卵紙を買い入れたいという重大な経済的目的があったこと、さらに将来における日伊間の国交のために、できるかぎりよい印象を与えたいという考えがあったこと等によるものと思われる。

アルミニオンはその著『幕末日本記』の中で次のように語っている<sup>5)</sup>。イタリアが「もしより早く日本に到着していたなら、列国と共同して日本と戦わねばならなかった」であろう。「正義を無視して日本に戦いを挑み、その後で直ちに修好条約を要求する」ようなことはしてはならない。もしそのようなことをすれば「イタリア人は日本人から激しいうらみを買うことになり」、いたって逆効果となろう。彼のこのような理性的な態度は幕府側に好感を与え、日伊修好通商条約は早期締結をみるに至った。

イタリア政府、とくに首相クリスピおよび司法大臣ザナルデッリの推薦のもとに法律顧問として来日したパテルノ

ストロモまた、アルミニオンと同様、理性的愛国者であった。郷里パレルモの友人へ宛てた一八八九年六月四日付けの手紙には次のように書かれている。

「あいにく私は、この日本に少なくともさらに二年間滞在しなくてはならなくなるのではなからうかと心配し始めています。(そうなるとこの日本におよそ五年間も留まることになってしまいます)。「日本においては」いまだ立法はなされておらず、われわれヨーロッパの外国人顧問の仕事はなくなりませんし、それに日本人はとても親切で謙虚なので、私は少なくとも国会開設のときまでは彼らのもとにいてあげなくてはと思っています。遠い所に来てしまったなあという最初の感慨もなく、仕事に打ち込んでおりますので、もう少し我慢ができるかと思えます。この流浪の旅は将来、私の研究に大いに役立つでしょうし、また経験という精神的財産を増やすことも出来ましょうし、そしてそれはなによりも恐らくわが祖国イタリアのためにもなりましょう。」<sup>(6)</sup>

この手紙からは、彼の祖国愛とともに、人間的な誠実さ、そしてそれによって法律家としての彼が日本人から獲得した信頼性が読み取れる。三年の契約で来日して早々に、彼はさらに二年の契約の延長を求められたのである。

彼の祖国愛は、当時イタリアが深刻な経済危機に直面する中で、経済学者としてまた政治家としての彼に経済問題へと関心を向かわせたのである。前掲の一八八九年九月七日付けの手紙で、彼は次のように述べている。

パレルモおよびイタリアのためには、インド、シャム、ビルマ、中国および日本の主要な都市に代理店をもつ、少額ではあるが多数の株式から構成される強力な商事会社をイタリアに設立し、それによって東洋との交易にイタリアの資本力を投下し、また学校を卒業しても、職のない多くの若者に仕事を与えるべきであると思います。グリエーリ・ディ・ヴォルテッラという人は、勇敢にも彫像その他の美術品を携えてアジアを回り、重くて壊れやすいこの商品の輸送に莫大な費用をかけたにもかかわらず、かなりの利益を得ることができたのです。シャム王国では国王は商品展示室の扉を閉めさせ、その商品すべてを買い求めたということです。そこで、東洋の主要港に最初は豪華ではな

い普通の代理店を設立し、小さな商売を始め、段々と大きなものにしていつてはどうかと思うのです。これはけっして予防線を張った大言壮語の計画などではありません。私は現地において、実際の状況をよく知ることのできる人の経験を参考にして言っているのです。また同時に、主要港に接岸できる航路を開設すべきでしょう。最初は利益が出ないとしても、徐々に十分な利益を上げられるようになるでしょう。要するに、商事会社と商船会社はその会社を初めは種をまき、後には熟したときに実をつむために使うのです。そのために大資本、勇氣、そして幹部の忍耐、知性および廉潔が求められるのです。「私がここで書いていることは空想でも理想でもまた思い付きでもありません。こうして、ドイツ人は現に、忍耐強く市場を独占しつつあります。私が書きましたことは私だけではなく、アジアとの交易に実際に携わっている有能な人達の観察からえられた結論なのです。」

執筆における彼の姿勢は極めて興味深くかつ好感がもたれる。

本文第四章において、彼は「われわれのような旅行者の手によって急いで書かれた多くの書物のために、また物事の本質を究めようとする人々によって日本国民の性格、政治的傾向、諸事件については非常に不正確で、しばしばまったく間違った考え方もたらされたように思われる」という。そしてこのようなことを無くすには、日本人の知的傾向を知り、新聞や雑誌の正確な翻訳をし、教育制度の視察等を行なう必要があるという。

また『伊学記事』第一号に掲載された「伊国史考」<sup>(7)</sup>の中では、ある国の真実を伝えるためには、直接にその国の言語で書かれた著作に当たり、直接に自分の目でその国を観察しなければならぬと述べている。

「試ミニ外国人カ日本ニ関テ著述セル書類ヲ閲覽スルニ元ト此等ノ著書ハ翻訳書類ニ基キテ編次セルモノ多キニ由リ誤謬ヲ伝ウルコト頗ル少ナカラス……故ニ一国ノ事情ニ精通スルニハ他ノ国語ヲ以テ為シ得ベカラス 必スヤ其一国固有ノ国語ニ依リテ普ク其国ノ著書及ヒ事実ヲ精究シ其一国文明ノ由テ来レル淵源ハ如何其現在ノ真勢ハ如何又其将来ハ如何ニ成リ行クモノナリヤ等ノ問題ニ向ヒテ、明確ナル解答ヲ為サンコトヲ要スルナリ」

彼のこの姿勢は、本文の第六章のアイヌ人についての叙述の中に示される。

彼は言う。「私は蝦夷島を訪れる時間も機会もまだない。したがって今のところ何も言えない。ここでは書物が語るところを繰り返すだけである。しかしその旅行者たちの記述は必ずしも正確に一致しているわけではない。」

そこで彼は、一八六四年に出版されたルドルフ・リンダウの『スイス領事の見た幕末日本』<sup>(8)</sup>と一八七七年に出版された上記ブスケの『日本見聞記』の二つを例として挙げる。

リンダウによれば、「アイヌ人は一般的に背が低く、ずんぐりとしており、恰好は悪いが、大層力持ちである。彼等の額は広くて前に突き出ており、黒くて優しい目はヨーロッパ人の目のように直線的である。彼等は日に焼けてはいるが、肌はもともと白色である。……彼等の髪の毛は濃く密生しており、鬚髭も多い。」<sup>(9)</sup>「彼等の習慣、彼等の顔の特徴、彼等の言葉、これら全てが日本人種とはまったく異なった特別の人種で、その起源が、今日まで知られていないが、この人達をアジア大陸のどこかの系統に結び付ける、そんな人種と繋りがあることを告げている。」

これに対して、ブスケによれば、「男は大體立派で頑健である。彼らの大きいはつきりした目、やさしい表情、規則正しい目鼻立ち、厚い唇は、血統の低さを語る低い額と顔にふりかかるとなれば、彼らを非常に立派な種族にするだろうに。女はと言えば、大人になるまではきわめて美しい。」<sup>(9)</sup>「彼らはヨーロッパ人が大好きであり、彼らはその遠い兄弟である。ところが彼らの昔の征服者に対しては、何らの同族関係も認めていない。だが、彼らの「皮膚の」色はこの同一視と相いれない…彼らは率直に言えば、銅色をおびた赤色であり、日本人または白人の色と同じくらいマレー人の色とも異なっている。……私は、専門家がアイヌをその他の多くの点でアイヌと近いロシアのムシイク（農民）やポオ・ルウジュ（アメリカ・インディアン）と比較するのを聞いたことがある。」<sup>(9)</sup>

以上のように、アイヌ人について、皮膚の色が一方は白色、他方は赤色といい、体型が一方は立派、他方は不恰好であるといい、また額が一方は広く、他方は狭いというように、見解がまったく異なっているのである。したがって、



アイヌ人はどのような人種であるか、いかなる文化を有しているのかについては、結論を出せないのので、「蝦夷島を訪れ、そこに滞在することができたときに、その印象を記すことにしたい」と、彼は言うのである。

- (1) パテルノストロ講述・安達峰一郎通訳「伊国史考」、伊学記事、第一号、明治二五年一〇月、一六頁。
- (2) ボアソナード演説・安達峰一郎通訳「日本ト伊太利學術トノ關係」、伊学記事、第三号、明治二六年七月、三―四頁。  
なお、パテルノストロとボアソナードの關係については、武藤智雄「パテルノストロ家訪問記」、法律時報九卷一二号、昭和二年一二月、三三頁参照。
- (3) 永井三明「幕末・明治期の日伊交渉」、日伊協会編『幕末・明治期における日伊交渉』、日本放送出版協会、昭和五九年、二二頁以下参照。
- (4) アルミニニオン V. F. Arminjon については、吉浦盛純『日伊文化史考―一九世紀イタリアの日本研究―』、イタリア書房、一九六九年、一四五頁以下、永井、前掲論文、二二頁、小島、前掲書、一七四頁以下参照。
- (5) アルミニニオン・田沼利男訳『幕末日本記』、三学書房、昭和一八年。なお同書は『イタリア使節の幕末見聞記』（新人物往来社、昭和六二年）として大久保昭男氏により新訳された。
- (6) *Pensieri politico-sociali, morali e religiosi di Alessandro Paternostro-da un epistolario di Casa Pintacuda-: Sicilia del Popolo, 29 luglio 1948.*
- (7) パテルノストロ講述・安達峰一郎通訳「伊国史考」、伊学記事、第一号、明治二五年一〇月、一五―一六頁。
- (8) ルドルフ・リンダウ・森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』、新人物往来社、昭和六一年、八三頁以下参照。
- (9) ブスケ、前掲書、二九―三三頁。

三

本文の内容について興味深い箇所を拾い出して、その概略を紹介してみよう。

彼は第一章の前書に続いて、第二章以下で、日本はアジア的封建社会からヨーロッパ的民主主義社会へと発展を遂

げ、瞬時のうちに近代化を成し遂げたといわれるが、彼の目でそれが事実かどうかを様々の側面から検証してみたいという。彼によれば、日本の近代化において重要な事柄が二つある。一つは將軍の権力の打倒と天皇の権力の復活であり、もう一つは西欧文明の採用であるという。そして彼は本論文『日本についての覚書』では、基本的にはこの二つの問題について考察するつもりだという。

彼は明治維新の性格についてまず述べる。日本人は倒幕を「維新 restaurazione」と呼ぶのに対して、外国人はこれを「革命 rivoluzione」と呼ぶ。日本人は將軍によってほとんど無効とされていた天皇の権力が完全に復活し、その後の変革が天皇の名の下に行なわれたがゆえに、維新と呼ぶ。これに対して、外国人は成就された社会的変革の全体を注目するがゆえに、革命と呼ぶという。しかし、長い間、ヨーロッパ人は天皇と將軍の關係について誤解してきたという。將軍は事実上の権力の保持者であり、法的には、法律上の唯一の主権者たる天皇の代理人にすぎなかったのである、と。

次に、西欧文明の日本への受容は、思慮分別のない子供のようになり、未熟な日本国民の模倣心に由来するというのは間違いであって、それは尊皇攘夷の思想の下に「明治維新を成し遂げ、国家の指導権を掌握した一握りの人々によって熟考され、論議され、意欲されたことである」という。

第五章では、日本人はいかなる人種に属するのか、第六章では上述したアイヌ人について、そして第七章では日本語の特徴について述べられる。

日本語に関しては、ブスケの『日本見聞記』を引用しつつ、批判する。

ブスケは以下のように言う。「日本人の語彙は、事物または感覺的な觀念を表すためのある程度高尚な言葉に富んではいるが、本質的に写実主義的であり、それと同時に、抽象的な言葉や一般的で形而上学的な觀念については全く貧困である。彼等の語彙は形・多様性・事物の構図は見事に描くが、それらの關係を表現することには成功せず、また

純粹に精神的な関係は全く物質的なイメージを通してしか表示できない。……ある判断を分析し、それを別々の命題に分解し、減少を一般化することによってそこから引き出される抽象的観念を發見し、一般的な言葉を用いて類・種・個に分類する能力、一言で言うなら体系を作る能力に関して言えば、すなわち論理的操作に関して言えば、これらの操作はこの粗雑な道具しか用い得ない者には誰にもできない相談である。また、脳の中には言語が形づくることのできる観念以外の観念は存在しないのだから、日本人の精神は抽象から、次いで分析から締め出されている。また「日本人は我々の技巧に関する知識を容易に自分のものとし、我々の機械操作・我々の機械技術の使用を学ぶこととなるが、日本人がその国語にしばられているかぎり、彼らの手にあまる我々の論理学・我々の高等数学・法・哲学・我々の分析法によって行く手を阻まれることになる。西洋文明のあらゆる物質的なものについては、日本人は苦もなくこれをものにする。しかしアリア族が名譽として知的・道徳的蓄積に関しては、彼らは、そのための頭脳とそれらを自分のものにするために必要な言葉とが欠けているので、これをおいてかえりみない。」<sup>(1)</sup>

しかし「これは一五年も前の記述である。私の見るところ、本書の著者である俊才ブスケも、今日の日本語の変化を見れば、日本人は西洋の高い哲学的教養が生み出したものを消化できるばかりか、道徳的・社会的問題についての研究および議論において西洋人に劣ることはないと考えるであろう。」私が腹立たしく思うのはこのような敵しい文章を書いた著者「ブスケ」に対してではなく、それを今日、何の検討もせず、同じように繰り返している人々に対してである。そのこととは別に、次に、日本人がわれわれ西洋人と接触を持つ前から、日本人には抽象、一般化、分析の能力がなかったのかどうか問われなくてはならないが、いくつかの理由から「私はそれを信じない。」上層階層の人々がきわめて簡素で、人間的な、そして実利的な儒教思想を受容し続けてきたために、今もなお多くの人々の心を仏教の形而上学が占めている。従って中国語の移植によって補助されているとはいえ、日本語は一般的な観念を表現し、カテゴリーを定め、分析することに適している。パテルノストロは以上のように述べ、さらに続ける。

「この日本に長く滞在した最初のヨーロッパ人が日本人の思考における論理的過程を完全に理解できなかったとすれば、それは一方の側が能力的に劣っていたとか言葉が不十分であったことによるのではなく、相互の文化の違いによるものである。われわれ西洋人が共有する西洋文化の基礎にある哲学・歴史・文学、法律の基本的な概念を日本人が知るようになればなるほど、相互に理解しあう困難は解消するであろう。ブスケの判断の不正確さは、日本の古い演劇を見たり、小説を読めばすぐに理解できることである。また家族に関する、日本の古い私法制度を研究すれば分かることである。」例えば、「日本の私法制度を研究すれば、われわれは、惜しむべきことながら、衰退し変化したがゆえに捨てられ非難された、そして今日われわれ西洋の社会的罪悪を救済するものとして社会改革の段階で子見されている西洋の諸制度、そしてそれはこの極東の人々の私法の歩みの中で経験的なものではなく哲学的な営為を示めてくれるもののだが、そのような諸制度を思い起こさせる成文法規や慣習に出会うことができるのである。」要するに、人種の性格も言語も、日本の文明化にとって何の障害にも成りえないというのが彼の確信である。

第八章以下では、日本人の体力、性格、等等、それらの長所と短所について述べている。ここでも彼の日本人を觀察する目は優しく好意的である。日本人の体力は決して強壯とはいえず、また虚弱ともいえないが、肉体の鍛錬を名譽とし、それを公教育の中で行ない、とりわけあらゆる危険をもともしないその勇氣をもってその体力的劣性を補おうとしている。また日本人の性格は非常に善良であるとし、それを、子供のおもちゃが豊富であるとか、子供に体罰を加えないとかいった、子供に対する愛情等の例を挙げて事細かに説明する。さらに日本人の自尊心の強さ、宗教心の浅さ、知性と教養の高さ、礼儀の正しき等々と続く。

日本人の主たる欠点は、それは徳の行き過ぎゆえの欠点と思われるが、「見栄」であるという。「日本人は中国文化に多くを負っているが、この先生を深く軽蔑している。西洋文化、したがってヨーロッパ諸国およびアメリカに夢中のように思われても、日本人は、中国人に対してと同様に、欧米人に対する彼らの優越性を疑わない。それを徹底

的に調べあげると、今度は彼らは手のひらを返したかのように、その欧米諸国への信奉を脇に置き、舌を巻いてしまふような觀察の正確さで、わが欧米社会の榮光の裏側を描いて見せるのである。「見栄」、言い換えれば行き過ぎた愛は、個人にとつても社会にとつても危険である。日本人は個人と國家の能力と力によつて、彼らが見たこと聞いたことはすべて出来ると思つて信じている。個人であれ団体であれ、それらの能力および力は意志のみに依拠するわけではないから、個人は余りにも多くのものを抱え込んだがために、何も握り締めることなく、幻滅し、消耗し、力尽きてしまふし、國家は重大な危険と決断に晒されるのである。

ある日本人はある勇敢な軍人を称して「彼はアジアのガリバルディである」とか、ある政治家を称して「わが現代史におけるカヴールである」という。またある者は、イギリスとロシアとの間に衝突が生じたときに、日本は武力を行使できるがゆえに、条約改正においては多くを要求するのであるとして、イギリスに警告を与えるために、長々しい論文を書く。彼は「それはあり得ることだとしても、日本の現在の状況と力ではあまり自己過信せず、言葉をも少し慎むほうが賢明と思う」という。しかし有力で誠実な政治家はこのことを認識しており、短絡的な熱狂主義を抑制し、自己過信の危険な傾向を正そうと努めている。そして彼らは國家の危険をみ、若い世代に期待をかけているが、その若者も新しい礼儀を身に着けることなく古くからの礼儀を捨て去り、横柄で、粗野で、うぬぼれが強く、軽率になつていると心配している。しかし彼は、大半の若者は健全で、忍耐強く、果敢であり、そのような心配は無用であるという。

次に彼は、日本人の一般的な觀念、感情、伝統を示すために森有礼文部大臣暗殺事件を例にして説明している。

真相はともあれ、森文相の神祠不敬行為によつて宗教感情だけでなく國家慣習の尊嚴または神聖も冒瀆されたことに憤慨した一狂信的な國粹主義者が、帝國憲法發布の当日、同文相を襲い殺傷した事件で、パテルノストロの興味を引きつけたことは、事件後、森文相の葬儀が執り行われたことは当然として、その場で斬首された暗殺者の葬儀も過

不足なく執り行われたことであつたという。彼は言う。「暗殺者の友人が彼の遺体を引き取り、仏式で埋葬した。葬儀には僧侶が立ち会い、弔旗が掲げられ、そして故人を悼み弔辞も述べられた。事件の経緯をすべて記述し、さらにこの狂信者に敬意を表して頌詩を捧げる新聞さえあつた。これらの新聞は押収され、発刊が停止され、政府はそのような処分を賞賛はした。しかし政府は同時に、公然たる葬式を妨害しようとは考えなかつた。もしそのようなことをすれば、人々の感情を傷つけ、かつ刺激することになつたであらう。人々は尊敬して止まなかつた森文相を悼んだが、その暗殺者を嫌悪しはしなかつた。もし暗殺者が命を取り留め、見せしめの罰を科せられていたとしても、人々は彼の行為を理解し、賞賛したのであらう。また人々は犯人の遺体が遺族や友人に引き取られ、死者への慣例の儀式によつて彼の名譽が称えられるのを拒まれることを、黙つて見てはいられなかつたであらう。」彼はここに日本人のものの考え方、感情、伝統と、啓蒙的かつ文明的な日本政府の特異な寛容さを垣間見るのである。

彼は、日本人は様々の人種の身体的な特徴が混じりあつているために、その考え方や感情についても複雑な様相を呈するといふ。日本人の一般的考え方、感情、伝統を説明するには、「さらにこれに、次号以下で述べることになるが、社会組織および政治制度を加えなければならぬ」とする。また今日、日本人は新しい文化、深い制度的変化、わが西洋文明人との日々の接触のゆえに、重大な過渡期にある。したがつて、「日本人がわが西洋の悪徳と欠点を獲得し、その結果彼らの善き性格を失つてしまふのかどうかは、今のところ予測は出来ない」と語るのである。

そして最後に、彼は、アジアが諸国民の間の紛争の舞台となつたとき、日本人はいかなる知力と氣力を備えてそこに登場するのであらうか、を問う。そして次のように答える。「日本人は疑いもなく、知性と勇氣という二つの性格を持ちあわせている。したがつて、彼らはそこでは勝利こそすれ、征服されるということとは考えにくい。」

日本人は教養があり、善良で、温和な性格である。犯罪統計上からも一応、日本人は欧米人よりも道德的に優れた国民であるといえる。しかし同時に、日本人は警戒心が強く、性急で（衝動的で）、興奮する性格である。日本人の

教養高く、善良で、温和な性格から見て、彼らは感情のうえて、国際社会に入り、法および相互利害の領域でのあらゆる結果を受け入れることに先験的に反対する人々ではないであろう。したがって、アジア人と欧米人との連帯をさらに確たるものにするのは、欧米の政治的手腕に掛かっている。しかし他方、日本人は自負心が強く、興奮しやすいため日本にとってはこの点が危険である。日本は無謀にも、捨て去った古い文明と受容した新しい文明との調和がまだとれない、備えのない状態で舞臺に登場しなくてはならないことになる。その場合には、混乱、挫折、破滅が待ち受けているかもしれない。そして日本の著しく急な変化に不信を抱いていた人々の判断が正当化される可能性もある。いずれにせよ、日本は将来アジアで起こりうる政治的社会的な問題にもう一つ未知の要因を付け加えるに至ったといえようとして述べ、第九章を終える。

第一〇章で彼は、当時欧米人にとって最大の関心事であった、欧米諸国によるアジアへの拡張およびその支配に関する紛争は将来解決に向かうのかあるいは闘争へと発展するのかわきという問題について論じている。彼によれば、欧米諸国の支配下にあるアジア諸国は西洋文明を少しずつ理解しつつ、しだいに変化してきている。アジア人は労働になれば、白人によるアジア人支配の秘密、すなわち少数者が多数者を支配するための組織および活力を学びつつある。将来の闘争においてその成果はあらわれると思われる。しかしアジア人はキリスト教へは改宗しないであろうし、人種平等、権利義務等の違いに結び付く宗教の違いは、独立を願う感情に目覚めたとき、外国支配に終止符を打つことにならうという。

日本に関しては、上記の未知の要因について説明する。極東の日本においては三八〇〇万人の住民がおり、法、行政、外交、武器、文化等が日増しに西洋文明に接近しつつある。現段階では古い国家であると同時に、新しい国家でもある。まだ豊かではないが、経済は発展の最中にあり、豊かで強力になる自然的・社会的要素をすべて持ち合わせている。また国民は知的で、勇気がある。現時点での判断は早計に過ぎるかもしれないが、もしこのまま行けば、日

本は危機の日々を乗り切り、生命力を發揮して、将来アジアの政治の舞台において重きをなすことにならう、と彼は予測する。

そして最終章の第一章に入る。

彼は、帝国議会開設に向けての翌年に控えた第一回の総選挙を前にして、日本の現在の政治状況は極めて流動的であり、将来の予測は時期尚早であると断わっている。

「国会開設を前にして現在、事実上公権力を行使する権限は、いかなる者の手に掌握されているのかをみよう。」しかしその答えを憲法の規定の中に見出そうとすれば、間違いを犯すことになる。法律上の政治権力は憲法によって機関に付与されるが、支配的かつ優越的な事実上の政治権力は個人に帰属するからである。

彼は事実上の権力は現在、倒幕を行なった人々を中核とする集団の手にあるが、彼等は貴族層を形成し、将来議会を拠点として、貴族政治を行おうとしているように見えるという。しかし彼らが天皇の詔命により制定した憲法の解釈をめぐってはすでに政府部内で対立が生じているように、総選挙で、彼らのいずれのグループが事実上の権力を掌握するか予断を許さない。

事実上の権力がいずれにあるかを確認できれば、新憲法の精神と能力を理解し、評価できる。しかし新憲法およびそれ以前の国制の基本原則については次回に譲りたい。そこでは現在日本で西欧列強との条約改正をめぐって生じている重大な政治的動揺の原因および解決の可能性について、憲法規定を参照しながら説明したい。彼はこのように述べて最終章を結ぶ。

『日本についての覚書』は、残念ながら、以上をもって終る。

一八九〇年七月一〇日付けのイタリアの友人宛の手紙では、同年に行なわれた上記第一回総選挙の結果、各政党の綱領と勢力について以下のように語っている。<sup>(2)</sup>



「次に述べ、ることをお考え下さい。日本では選挙は普通選挙でないばかりか、選挙権は税金に基礎をおいており、高額納税者へのみ付与されています。そのためにある選挙区ではわずかに二、三〇〇人の選挙民しかいません。しかしながら国会では議会君主制(ドイツ的なものではない)を目指す急進派が優勢です。進歩派も同様な綱領を掲げています。二つの党派の違いはただ一つ、進歩派が漸進主義をとっていることだけです。急進派の中には社会主義者もありますが、彼らは等しく天皇制支持者です。天皇は今のところあらゆる政党にとって神聖な存在です。」

(1) ブスケ、前掲書、三七七—八頁。

(2) *Pensieri politico-sociali, morali e religiosi di Alessandro Paternostro-da un epistolario di Casa Pintacuda*-. Stella del Popolo, 29 luglio 1948.

#### 四

以上に概観したように、本論文『日本についての覚書—第一回—』はパテルノストロにとっていわば「序論」であったため、われわれにとって関心のある近代日本形成期のわが国の政治・法制度について彼がどのように見ていたのかについては、残念ながら知ることができない。この欠落部分を補いえるものではないが、本論文執筆の翌年、明治二十三年(一八九〇年)一〇月二〇日に行なった「国際法学上ヨリ日本帝国ノ条約改正ヲ論ズ」と題する講演の中で、彼が観た当時の日本の社会状況を総括的に語っているので、原文のまま、ここに資料として紹介し、筆をおくことにしたい。

(1) パテルノストロ演述・安達峰一郎訳「国際法学上ヨリ日本帝国ノ条約改正ヲ論ズ」(「国際法及条約改正ニ係ルパテルノストロ氏演述」所収、二五頁以下)。

資料

前註 引用に際し、字体は新字に直し、「コト、メ、キ、モ」などの合字は「コト、シテ、トキ、トモ」に改めて表記した。また、原文に付されている、ルビ・傍点・傍線はすべて省略した。

日本現今社会ノ状況

日本ノ現今社会ノ状況ハ如何。一言以テ之レニ答フルニ、曰ク開化国民ノ状況ナリト。人或ハ言ハン、コレ誠ニ争フベカラザルコトナリ。然ラバソノ所謂ル開化ハ吾輩ノ所謂ル開化ト吻合シテ異ナル所ナキカト。吾輩ハコノ現在ノ問題ニ対フルニ、先ツ既往ノ沿革ニ徴シテ之ヲ言ハン。

曰ク開化ニ関シテハ、日本ハ数世紀以來已ニ開化ノ度ニ達シタル国民ナルコトハ人ノ知ル所ナリ。曰ク奴隸制度ニ関シテハ、数世紀以前、欧州ニ於テ僧徒ガ頻リニ之ヲ艾除スルニ尽力セル頃、日本ニ於テハ、此ノ如キ制度ハ已ニ一モ存セザリシコトハ人ノ知ル所ナリ。曰ク封建制度ニ関シテ日本封建ノ性質ハ、大ヒニ西洋ノ封建制度ト異ナルコトハ人ノ知ル所ナリ。即チ日本ニ於テハ僅々ノ例外ヲ除キ、一般ニ大名ノ權力ハ下民ヲ保護スルガ為メニシテ、下民ヲ压制スルガ為メニハアラザリシナリ。日本ニ於テハ封建ノ弊害ハ中央政府ニ紀綱法度アルガ為メト、当時ノ注官ガ富豪、貴紳、農民、職工、強者、弱者ニ対シテ均シク公平無私ニ聽断セシトニ因リテ其甚ダシキニ至ラザリシナリ。曰ク社会ノ貧富ニ関シテ貧窮ト云ヘル吾輩ノ社会ニ於テ憐憫スベキ傷痍ハ、日本ノ社会ニ於テ、曾テ之アラザリシコトハ人ノ知ル所ナリ。即チ上下ノ階級秩然タル封建社会ニ於テ、礼儀斉整ニシテ各人互ニ其ノ權利義務ヲ尊重シテ相犯サズ、族制秩然トシテ家長ガ家族ノ遠親マデモ、永久之ヲ教育シ、保護シ、扶助スベキノ義務ヲ其家産ト共ニ相続シテ己ガ責任トナシ、郷党靡然トシテ、此一般ニ扶助及ビ組合ヲ旨トセル封建社会ニ於テ、就中交互扶助ノ主義普及シテ実行セラレタリ。此ノ三事ハ実トニ貧窮トイフモノヲシテ最下等人民ノ陋屋ニスラ侵入スルヲ妨ギ、各人ヲシテ安穩ニ生活スルヲ得セシメタルモノナリ。曰ク教育ニ関シテハ日本ハ到ル処ニ寺院多く、其所謂ル寺院ハ兼テ衆庶人民ノ学問所ニシテ、庶民ハ此ニ於テ鬼神ヲ尊ビ、道義ヲ重ンジ、国法ヲ敬スルコトヲ教ヘラレ、且ツ此ニ於テ初等教育ヲ受ケシモノナルコトハ人ノ知ル所ナリ。曰ク官吏ニ関シテハ、下民ヲ督制スル上位ノ士人ハ、文章、学問、芸術ヲ講習シ、且ツ凡テ才徳アル人物

ハ、タトヒ其所出ハ微賤ナルモノナリトモ、榮典ヲ享ケテ名譽ノ地位ニ達スルヲ得タルコトハ人ノ知ル所ナリ。是レ等ノ事ハミナ人ノ知ル所ナリ、然ルニ此等ノ事實ヨリシテ論理上必然ノ結果ヲ演繹シ、日本ガ新ニ西洋ノ開化ト触接セシ以來、日本ニ於テ到来セル諸般ノ現象ヲ解明スルモノ極メテ稀ナルハ何ゾヤ。

卅年以前ノ日本ノ政事家スラ、西洋ノ文明ハ其瑣細ノ所ニハ瑕疵ナキニアラザレトモ、其全体ニ就テハ、概シテ人類社会進化ノ序ニ於テ最高度ニ達シタルモノナルコトヲ発見シタリシナリ否ナ寧ロカク臆想シタリシナリ。日本ノ政事家ハ、日本ヲシテ西洋人ノ保護ノ下ニ立ツコトヲ避ケシメント欲セバ、宜シク其全体ノ開化ニ於テ同等ナル高度に達セサルベカラサルコトヲ會得シ、而シテ着々之ヲ成就スルニ從事シタリシナリ。

迷深キ看察者ハ日本ノ最近二十年ノ歴史ヲ讀ミテ、其外形変化ノ急劇ナルニ驚駭シ、而シテ自ら疑ヒテ言ハン、此ノ極東洋ニ在ル西洋風ノ新日本國ハ、軟土ノ上ニ建立セル巨像ノ如ク、一時ノ壯觀ヲ呈スルモ、忽チ仆倒スルガ如キモノニアラザルカ、將タ此変化ハ単ニ外形ノ變化タルニ過キズシテ、或ハ演劇上ノ大賸物が、前後ノ联接宜カラズシテ、猶明カニ其摸擬補綴ノ陋ヲ見ルカ如キニ過キザルベシト。然レトモ慧敏ナル社会学者ハ之ヲ看察シテ、決シテ此ノ如キ疑ヲ起サ、ルナリ、何トナレバ社会学者ハ、明ニ既往ノ沿革ハ如何ニ現在ノ形勢ト聯絡スルカラ洞見スレバ也、凡テ或ル程度ニ達シタル開化社会ニ在テ其社会ノ諸種制度ノ進化ハ、タトヒ其外形ヲ異ニスルモ其實質上全ク同一ナル發達ノ順序ニ遵由スルモノナリ。其差別変態アルハ単ニ外形上ノコトニシテ其根柢ニ至テハ同一ナリ。モシ社会進化ノ或ル時期ニ於テ、人民ヲ異ニシ、種族ヲ異ニシ、時代ヲ異ニスル社会ノ狀況ヲ对照比較シテ其近似ノ点ヲ近接セバ、直チニ其ノ實質上ノ真相ヲ確認スルコトヲ得ベシ。若シ一ノ社会ニシテ其徳道、法律開化、又ハ智識上ノ習練ニ於テ、後來他ノ開化社会ト追隨並進スルヲ得ルノ度ニ達セズンバ、其社会ハ決シテ其根本組織ヲ變化セシムルコト能ハズ、随テ他國ノ文明ヲ咀嚼消化シ、其社会ヲシテ文明ノ最高度ニ達セシムル能ハザルナリ。即チ此ノ如キ劣等ナル社会ニ於テハ、他國ノ文明ヲ同化スルニ足ルノ大根源ヲ欠クモノナリ。

此ノ如キ社会ニ於テハ猶ホ幾世代ノ勤勞ヲ経タル後ニアラズンバ、開化社会ノ列ニ入ルコト能ハズ、然レドモ日本社会ノ狀況ハ已ニ此ノ如ク劣等ナルモノニアラザルナリ。

日本國ハ道徳上ノ良智ヲ有シ、且ツ之ヲ実行シタリシ也。即チ善惡邪正ヲ弁別スルニ於テ、苟モ野蠻ノ境ヲ脱却シタル社会ニ於テハ、何クモ相同シカルベキ万国普通ノ法典ハ、此國ニ於テモ亦存在スルナリ。日本國ハ法律ノ良智ヲ有シ、且ツ之ヲ実行シタリシナリ。即チ憲法アリ、民法アリ刑法アリ、行政法アリ、其他之レニ準ズ。日本國ハ衆クノ人民ヲ有スルナリ。其人民ハ最モ

強力ニシテ最モ有効ナル機械ヲ有シ、就中外国ニ求メタル凡テノ事物ヲ獲得同化スルコトヲ容易ナラシメ、精神的ナラシメ、実質的ナラシメ、而シテ外形的ナラシメザルニ於テ最モ有効ナル機械ヲ有スルナリ。其機械トハ何ゾヤ、曰ク智慧上ノ天稟ト習練ト是ナリ。

如此キハ日本ノ既往ニ於ケル諸般事物ノ状態ニシテ、人ノ日本ヲ以テ、其法律モ、其學術モ、其制度モ、悉ク西洋ヨリ借り来リタル者ト信ズルガ如キハ、無稽ノ甚シキモノトイフベシ。世豈ニ基礎ナキノ建物アランヤ。若シ疎鬆ナル軟砂ノ上ニ建立セシモノナラバ、一陣ノ輕風忽チ之ヲ吹払ヒ去ランノミ。カノ維新ノ大革命ハ人ノ思想ト国ノ制度トニ関シテ全勝ヲ博シ、日本ノ新世紀ヲ打開キタルモノナルガ、其起ルヤ或ル一点ヨリ発シ、而シテ其旨趣ヲ了解スルノ多少ニ随テ、其新旨義ヲ伝播スルニ多少ノ遲速アリシト雖ドモ、到ル処ニ歡迎セラレタルガ如キヲ見ルニ、日本ハ全ク西洋諸国民ノ為セシ所ノモノヲ為シタルナリ。摸擬シタルニハアラザルナリ。

日本ノ法律ハ西洋ヨリ借り来リタルニアラズ。法律ハ初メヨリ存在セリ。只タ善ク之ヲ編成シテ法典トナシ。且ツ最モ進歩セル編算法ヲ採用輸入シタルノミ。何トナレバ其法律タル一モ日本ノ信仰ニ反セザルナリ。法律思想ニ反セザルナリ。又タ其習慣ニ反セザレバナリ。日本ノ學術モ借り来リタルモノニアラズ。何レノ国ナリトモ、人ニ精神アレバ必ラズ思想アラザルハナク、學術ハ早ク其國中ニ發現スルモノナリ。日本ハ只ダ完備セル方式機械ヲ、西洋ヨリ継受シテ之ヲ採用シタルノミ。之レヲ要スルニ、日本ハ宇内ノ大勢（ト云ヘル、常ニ到ル所ノ人類ノ進歩ヲ支配スル大運動）ノ外ニ停止スルヲ欲セザル國民ニ必要ニシテ、他邦ノ經驗ガ認メタル諸般ノ制度ヲ取テ悉ク之ヲ利用シ、且ツ改メテ之ヲ組織シタルナリ。日本ノ政治上ノ制度ニ関シテハ、日本ハカノ歴史上政事ノ新勢力ガ、一國民ノ裏ニ發生スルトキ、必然ニ成長確立スル社会進化ノ通則ニ遵ヒタルモノナリ。然ラハ日本ハ、人ノ来リテ強ヒテ其海港ヲ開クヲ要求スルニ非ザルモ、能ク是等ノ進歩ヲ成就セシナランカト問フモノアラシ。

諸君、凡ソ一國民ノ社会進化ノ序ニ於テ、一進歩ヲ為スニハ二個ノ方法アルナリ。

一ノ方法ハ自然ノ開発ナリ。他ノ方法ハ継受ニヨリ、又ハ或ル他ノ人民カ經驗ヲナシ、而シテ先例ヲ与ヘタル所ノ進歩ヲ同化スルニ在リ、何レノ方法ニ依ルモ、總テ社会ハ開発ノ或ル程度ニ達スレバ進歩スルモノナリ。若シ然ラサレバ零落センノミ。継受ニ因ル進歩ハ自然ノ開発ニ因ル進歩ヲ助クルモノナリ。而シテ自然ノ進歩ヲシテ頓ニ開発セシム。何トナレバ進歩ノ萌芽ハ自ら其中ニ存スルモノナレバナリ。自然ノ開発ハ頗ブル遅緩ナルモノナリ。然レトモ必然其達スベキ所ニマテ発達スルモノナリ。日本ヲシテ其自然ノ開発ニ任ゼシメタランニハ其進歩ハ頗ル遅緩ナルモノニテアリシナラン。然レドモ亦タ之レト同時ニ頗ブル確

固タルモノナリ。凡ソ歴史上ニ存在セザル所ノモノハ、コレ一国民或ヒハ他国民ノ仮設的不動トイフモノナリ。ジュセツペ、フエリ氏ハ支那ノ革命ト歐洲ノ革命トノ比較論ニ於テ之ヲ説明セリ。

諸外国人が貴國ノ港口ヲ開クコトヲ勤ムルニ先チ、既ニ二三ノ日本人士ハ、當時ノ政府ニ向テ、日本ノ鎖国孤立ノ状ヲ變シ、諸般ノ改革ヲ実行センコトヲ建議シタルモノアリシモ。鎮撫ノ打撃ハ遠カニ外部ヨリ来レリ。然レトモ旧時ノ建物ハ已ニ内部ニ於テ揺動シテ在リシナリ。此ノ如クシテ日本ハ帆ヲ万里ノ長風ニ挙ケテ西洋文明ノ潮流中ニ乗り出ツルコトナレリ。其故如何トナレバ、此文明ノ全体ハ、世界ノ国民ニシテ敗滅併呑ノ運ニ逢ハサル者ノ、早晚必ラズ到達セサルベカラザル社会進化ノ最高度ヲ組成スル者ナレバ也。日本ハ早晚必ス其自然ノ発達ニ因テ此進化ノ最高度ニ到達セサルベカラズ。何トナレバ凡テ発達ニ関スル条件ハ悉ク日本ニ存在シタレバナリ。而シテ西洋人民トノ触接ハ、実トニ西洋文明ヲ継受シ同化スルニ付テ一大積料ヲ供シタルモノニシテ、一挙手ノ勞ヲ以テ其功直チニ挙ガリ、一世紀ノ星霜ヲモ要スベキホドノ大事業ヲ、僅々二十年ノ歲月ヲ以テ成就シタリ。然レトモ此事タル決シテ奇異トスベキニアラズ、驚駭スベキニアラズ、又タ永続セザルモノニモアラズ、安定セザルモノニモアラザルナリ。以上述ブル所ニ因リ吾人ノ論定スベキ日本ノ形勢ト、國際法協會ノ間ニ対スル答案トハ全成セリ。

然ラバ日本ノ現今社会ノ状況ハ、國際法ノ点ニ於テモ、正義ノ点ニ於テモ、条理ノ点ニ於テモ、交互利益ノ点ニ於テモ、領事裁判又ハ他ノ特別裁判ヲ保存スルヲ許サザルモノナリ。其信教モ、其感情モ、其風俗モ、一トシテ理義ニ反スルモノハアラザルナリ。

是等法律ハ総テ其原理ニ於テモ、又タ其旨趣ニ於テモ、西洋ノ最モ開化セル国民ノ同種ノ法律ニ適合スルモノナリ。憲法ハ各箇人ノ權ヲ保護シ、而シテ立憲帝國ヲ確立セリ。コレ仮設ノコトニアラズ、実ニ然ルナリ。

日本國ハ立憲の生命ニ於テハ、成熟ノ域ニ達シタルモノナリ。教会ニモアラズ、乱党ニモアラザル真ノ政党ハ、日本ニ於テ英國ノ大政社ニ則リ政社組織ヲ為セリ。日本ニ於テモ亦タ保守党アリ、進歩党アリ、温和派アリ、急進派アリ、個人主義ナルアリ、国家主義ナルアリ、中央集権主義アリ、非集権主義アリ、然レトモ其一党ダモ反動ニヨレルモノニハアラズ、其一党ダモ西洋文明ノ実体質ノ現ニ行ハルルニ反対スルモノハアラズ、其一党ダモ外人ヲ嫌忌シ拒斥スルヲ欲スルモノハアラザルナリ。只タ日本ガ國際法上ノ世界ニ於テ全ク对等ナランコトハ日本人ノ切ニ希望スル所ニシテ、亦タ理由ナキコトニアラザルナリ。或ハ多クノ新聞ニ於テ、或ハ諸種ノ雜誌ニ於テ、或ハ學者社会ニ於テ、若クハ諸般学科ノ進歩ヲ目的トスル科学又ハ政学ノ範圍内ニ於テ協合セル諸学会ニ於テ、凡ソ日本ニ於テ論究スル問題ニシテ、人ノ悦ブ所ノモノハ何ナルカ、宗教哲学ニ関シ、科学文学ニ関シ、

或ハ美術ノ問題、政治ノ問題、經濟ノ問題ニ関シテ、其論究スル所ノモノハ、欧米諸國ニ於テスル所ノモノト相同シキナリ、此レ自然ノ理ナリ。今後コノ日本ニ於ケル高等ナル學問ハ西洋風ナリ。即チ世界普通ノ高等學問ナリトイフコトヲ得ヘシ。タゞ支那ノ文學哲學ヲ研究スルコトハ、猶ホ日本ニ於テ其國文ヲ理會シ永続セシムルニ於テ必要ナリトシテ珍重セラル、ナリ。然レトモ此ヲ學ブトテ決シテ新學問ニ些シモ遲滯ト妨礙トヲ生セシムルモノアラザルナリ。政治、法律、經濟ニ関シテハ、社会ノ生存ヲ支配スルニ大勢力タル學校ト政府トニ因テ、純粹ナル西洋風トナリ、而シテ特ニ學校ト政府トハ宗門ノ勢力アル交渉ナク、自由ニ其本職ヲ尽セリ。憲法ナリ、民法、商法、刑法、治罪法、訴訟法ノ法典ナリ、裁判所ノ構成ナリ、帝國全体ノ大学、中学、高等中学、小学、幼稚園ノ學制ナリ、行政裁判ノ組織ナリ、府県町村ノ組織ナリ民部、兵部、中央、地方ノ行政組織ナリ、コレミナ日本ヲシテ學術ノ研究アリ、政治ノ生活アリ、國家ノ組織アリ、約言スレバ西洋諸國ノ如キ社会狀況ヲ有スル國タラシメタルモノナリ。乞フ其一二ヲ摘挙シテ之ヲ述ベ、而シテ外人ノ特別裁判ハ必要ナルヤ否ヤノ問題ニ最モ密接ノ關係アル一例ヲ挙ケン。

夫レ新法典ヲ適用シ、民事刑事裁判所、控訴院、大審院、行政裁判所ニ適當ナル人ヲ備フルニハ適任ノ人ヲ任用セザルベカラス、而シテ日本ニ於テ此事アリヤト問ハンニ、日本ニ於テ二十年以來西洋法学ノ絶エズ講究セラレンコトヲ確言スルヲ得ベシ。今日日本ニ於テ帝國大学ノ法学部、東京ニ在ル認可五大学校、大阪ノ法律學校、今度設立セラレタル京都法學校ニ在リテ法学ヲ修ムル學生ヲ合算スレバ、其數殆ント一万人アリ。此等諸學校ニ於ケル學課ハ、欧米ニ於ケル大学ノ學科ト異ナルコトナシ。即チ法学通論、法理学、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法、裁判所構成法、憲法、行政法、國際法、理財学、統計学ナリ。大学ニ於テハ此他羅馬法アリ、又或人ハ余ニ語ケテ、裁判医学ヲモ加ヘントスト云ヘリ。而シテ欧米ニ於ケル學課ニ加フルニ諸君ハ猶ホ日本古代法ノ特別課目アルナリ。

予ハ日本ノ法律學校ニ於ケル一般ノ課目ヲ述ベタリ、而シテ其他英吉利法學校、仏蘭西法學校、独乙法學校ノ三學校ノ學課目ニハ、英仏獨ノ法律ノ特別講義アルナリ。帝國大学及ビ其他ノ學校ニ於テ講義ハ絶エズ為サレ、而シテ生徒ハ熱心ニ之レニ從事セリ。學年試験及ビ三年ノ後ニ於ケル卒業試験ハ頗ブル厳數ナリ。是レ官吏トナルニハ卒業セルノミニテハ十分ナラスシテ、猶ホ他ノ試験ニ及第シ、競争試験ヲ受ケ、若クハ法廷ニ於テ長キ階級ヲ履マザルベカラザルコトヲ必要トスレバナリ。亦タ以テ日本ニ於ケル裁判官ノ撰任ハ、内外人ノ希望スル所ノ保証ヲ備ヘタル者トイフベシ。西洋法律學ノ日本ニ於ケル成功ノ最モ好キ証拠トスベキモノヲ挙クレバ、吾人ハ二箇ノ著シキ事實アルヲ見ル。一ハ日本人ノ教授ガ漸次ニ大学ニ等シキ教課ニ於テ外国人ノ教

師ト更替スルニ至リ、而シテ同シク適任ナルコトヲ顯示シタルコトナリ。而シテ二ハ民事刑事ニ関シ、既ニ久シキ以前ヨリ特別  
 法ヲ以テ新法典中ニ編入セル主義ヲ適用シ法官モ法廷モ些シモ困難ニ逢ハサリシコトナリ。就中此ニ附言スベキコトハ「原告ハ  
 被告ノ裁判籍ニ從フ」トイフ法律ノ大原則ニ因リ、外人ハ日本ノ法廷ニ起訴セザルベカラザルコトナリ、外人タル者ハ、宜シ  
 ク、日本ノ法廷ハ、領事裁判ニ欠乏スル所ノ保護ト効力ノ確固タルコト、公平ナルコト、智識アルコトヲ以テ支配セラル、コ  
 トヲ認め、之レガ保護ヲ受ケザルベカラズ。之ヲ要スルニ日本現時ノ狀況ハ、何レノ点ニ於テモ、決シテ領事裁判ノ保存ヲ以テ  
 正当ナリトセズ、又タ他ノ例外裁判ノ必要ヲモ可トセサルモノナリ。